

〈資料紹介〉 神事舞太夫と修験の争論

林 淳

解 説

一、石山家

埼玉県所沢市教育委員会所蔵の『石山家文書』は、近世後期において氷川村で農業を営みながら、神事舞太夫、寺子屋師匠を務め、近代には織物業を行っていた石山家が所有していた史料群である。市史編纂の折に、石山家より所沢教育委員会へ寄託されて、その後、所沢市文化財に指定されて、現在は教育委員会で所蔵、管理されて、一般に公開されている。教育委員会刊行の『所沢市史調査資料³⁴ 石山家文書目録』には、資料目録とともに解説が付されているが、それを参照しながら、石山家の歴史をおさえておきたい。氷川村の氷川明神の神領に住み、農業を営み、神事舞太夫の活動も行っていた清助が、文政十二年正月中に欠落する事件があった。

清助は、氷川神社の神事に神職として従事していたと考えられる。天保六年四月に、上清戸村の惣兵衛の子であった五郎右衛門が、清助の跡式を継ぎ、文之進・文吉を名のった。文之進は、神事舞太夫として祈禱、神事に従事していたが、天保十一年に争論にまきこまれ、寺社奉行所よりお咎めをうけ、装束、家職を一時的にとりあげられることがあった。天保十五年には装束などが戻されて、文之進は活動を再開した。弘化三年には彼は苗字を名のるために訴訟をおこして、苗字を許可された。慶応二年に隠居した文之進は、明治二十三年に没した。

文之進の娘と結婚し、婿になったのが、中清戸村出身の蔵人であった。結婚したのは、天保十二、三年頃であった。蔵人は、文久元年に習合家役人、石山兵庫の跡式を継いで、同三年に習合家より命じられ、藤沢組・烏山組の年番組頭を勤めた。明治維新以降、蔵

人は、一の宮氷川神社神職家、東角井家に入門し、そこで祭典式を修得し、土御門家の陰陽道職の免許をも受ける。明治三年四月に、七社神社の神職となり、名前を蔵人から都築に改めた。しかし明治五年には帰農し、茶業、織物、養蚕などで生計を立てるようになる。蔵人は、石山家に婿入りしてから、とくに弘化年間から嘉永年間にかけて神事舞太夫関係の書類を熱心に書写した。それが、現在の『石山家文書』として集積された神事舞太夫の関係史料群なのである。

二、研究史

近世に浅草にいた田村家が、関東、甲斐、信濃の神事舞太夫、梓神子を編成した頭であったこと、神事舞太夫、梓神子がさまざまな芸能、宗教の活動に携わっていたことについて、近年著しく究明が進展している。中山太郎『日本巫女史』が先鞭をつけた領域は、しだいに広がり深さをもつにいたったと言えよう。とりわけ一九九〇年代以降、筆者をもふくめて、橋本鶴人、佐藤晶子、西田かほる、中野洋平、ジェラルド・グロマーが、神事舞太夫、梓神子を対象にして多彩な研究を展開させてきた。筆者の場合には、土御門家の陰陽師編成に関心の焦点があり、陰陽師と神事舞太夫の争論の経緯を解明してきた。橋本は、『石山家文書』を使って神事舞太夫の活動の実態、その広がりをも具体的に研究している。西田、中野

は、信濃におけるさまざまなタイプの芸能的宗教者との相互関連のなかで、神事舞太夫、梓神子の社会的存在形態を明らかにしている。こうした研究が推し進められた背景には、高埜利彦の先駆的研究があったことを指摘しておきたい。近世社会において本所・頭が諸々の宗教者、芸能者を編成していった事実を、政治史に結びつけることによって高埜の研究は、研究者の関心と共感を呼び起こして、本所編成論と名づける領域が、立ちあげられたのであった。吉田家、白川家の神職編成、本山派、当山派の修験編成、土御門家の陰陽師編成などが、近世宗教史研究の中心的な主題となり、いくつもの重要な成果が重ねられたことは、周知のことであろう。神事舞太夫、梓神子の研究も、こうした近世の諸宗教者研究の一環に位置付けられるべきものである。ただし田村家の配下編成は、関東、甲斐、信濃に限定されていた点と江戸を中心にしていた点で、他の本所・頭の全国的な編成とは異質であるが、まさにその点で、他の本所・頭編成の配下編成の形態との比較考察が意味をもつはずである。

三、組織

田村家による神事舞太夫、梓神子の編成が、どのような歴史的な経緯で開始されて、組織化をとげたのかについて一瞥しておこう。神事舞太夫の組織は、元禄年間から正徳三年まで夷願人、陰陽師と

の争論のくり返しのなかから作られていった。梓神子について陰陽師からの出訴はきびしく、それとの対決を通じて、神事舞太夫は梓神子を組み込んだ組織形成に尽力した。その過程で寺社奉行の許可を得て、神事舞太夫、梓神子は神事をも行うことができるようになった。その点からいうと、正徳三年は神事舞太夫の組織形成にとって画期であった。正徳三年に寺社奉行での吟味があり、田村八太夫は寺社奉行へ、以下のような梓神子法例を提出した。

「梓神子法例

一、諸国散在之梓神子如伝来、初勤諸神勸請、次家法之梓致執行、勿論神差帰上之法式並荒神鎮座之祓及幣帛等以習合神道にて壇中之諸祈祷可相勤之者也、若於国々紛敷梓神子於致徘徊者以此判形而相改堅可停止事

右書附之趣厳密可相守之矣、若以新法他職而乱家法者有之者、急度可為越度者也

正徳三癸巳曆正月十八日

舞太夫

田村八太夫 印

寺社

御奉行様^①

神事舞太夫の家職に、この梓神子法例が追加されたことの意義は大

きく、舞太夫の教団が、梓神子をふくむ教団として公認されたことを意味した。寺社奉行からの許可を得たことで、神事舞太夫、梓神子は、神事を行うことができるようになった。

夷願人に対しては、神事舞太夫側が強気で、夷願人の神事を執拗にとがめた。他方で陰陽師に対しては、陰陽師が有利であって、梓神子による神事祭礼の停止を求めてきた。どちらの場合でも、神事執行が争論のかなめであったことに注意をほらいたい。吉田家の神職支配、土御門家の陰陽師支配が拡大するなかで、烏帽子、布衣などを着して神事を行うことが、一般化して共通の通念を形づくった。神事舞太夫、夷願人も、神職の衣裳を身につけて活動しようとしたが、家職書にその記述がなく、いたしかたなく黙って神職の衣裳を着していたが、それが争論の火種になった。夷願人は、神事舞太夫に責め立てられ、神事舞太夫は、陰陽師に出訴されたのであった。正徳三年の寺社奉行裁許の前後に、神事舞太夫教の組織は整備されたと思われるが、関連する事項を二点に整理しておきたい。

第一に、繰りかえしになるが神職の衣裳である。吉田家、土御門家のような公家であるならば、門弟に烏帽子、狩衣を許可することもできるが、幸松勘太夫、夷願人頭の西村太郎兵衛の場合には、配下に衣裳を許すことは無条件にはできなかった。寺社奉行による許可が必要となったことは言うまでもない。享保十一年二月二十二日

に寺社奉行は、田村八太夫に衣裳のことを指示していた。それによつて神事を行う場合に神事舞太夫は、布衣を着するようになった。

第二に、田村八太夫は、神事舞太夫、梓神子が「平人」、および他の系列の宗教者と婚姻することを禁じた。とくに神事舞太夫の娘が、夷願人や陰陽師のところへ嫁ぐことを禁止されていた。

神事舞太夫は、寺社奉行の行政命令を直接に仰ぎながら、排他的な組織を形成していった。「神事舞太夫」・「梓神子」という名称変更、神職の衣裳は、神職としての自覚に結びついた。また同業者内部の婚姻強制は、神事舞太夫の同士の仲間結合が一層重大で、かたい絆で結ばれていたことをしめしている。

四、神事舞太夫と修験の争論

文政四年に関東で、神事舞太夫が修験を出訴する事件がおこった。正確に言うと、神事舞太夫の役人が、各地を歩きまわつて「神託」（史料中では「神託」と表記されている）「ささばたき」を行っている神子を摘発して、それを止めるように糾弾し、それを中止させるのである。相手方が誤証文を書いて、それを詫びると、一つの結末に到達する。ところが相手方が、それを拒否して、「神託」「ささばたき」は以前からやってきたのだ、いまさら中断するわけにはいかなないと聞き直つた場合には、神事舞太夫側は寺社奉行へ出訴することを躊躇わなかった。ここで「ささばたき」について、少し説

明がいるであろう。もともとは、神子が口寄せを行う時に、笹の葉を持つて湯を叩き、湯を撒きちらしながら、神託を受けたことをさすという。そこから二次的な意味として、口寄せの折棒、口寄せを行う神子をも、「ささばたき」と呼ぶようになった。神事舞太夫側は、「ささばたき」は田村家配下の梓神子の特権であると主張したが、その場合の「ささばたき」は、梓神子が口寄せや託宣を行なうことと考えてよいと思われる。文政二年四月に田村家役人が寺社奉行へ提出した書付では、「職道古法神差帰上の法式ヲ以神々祟り、生霊、死霊、諸障礙を分候者、則一派神託、笹祓、居祓、打祓ニ御座候」とある。相談者の病、悩みをおこした原因が特定できた後に、神託、笹祓、居祓、打祓という対処方法が為されたことになる。

当時、「ささばたき」は、諸宗教者のあいだで流行っていた模様である。それゆえ修験の妻たちは、「ささばたき」の看板を出して、営業活動を行っていたのであろう。神事舞太夫役人は、各地にいる配下から修験、神職の妻が「ささばたき」を行っているという情報が上がってくると、それを確かめ、交渉して中止を求めたのであった。文政四年四月に神事舞太夫役人、本庄内記・菅根正太夫は、武蔵国鹿室村に住む大鷲院・不動院で梓神子に紛らわしい行為があることや、大黒の札を配っていることを知って、当山派関東触頭の鳳閣寺へ訴える。鳳閣寺では、さつそく二人の修験を問い質し

た。大鷲院・不動院ともに梓神子に紛らわしい行為はやっていないと答え、鳳閣寺としては、配下に回文を廻して注意を喚起しているので、公訴は回避してもらいたいと要請する。当山派では、修験の妻などが「添合神子」として当山派の配下になることはあっても、梓神子に紛らわしい行為をしていないと主張する。さらに本庄内記・菅根正太夫は、本所亀戸町に住む本山派修験、三乗院の妻が「しんたく」「ささばたき」の看板をかかげて営業を行っているのを見つけて、梓神子に紛らわしい行為を中止するように申し入れる。本庄・菅根は、本山派触頭の大行院へ話し合いを申し出て、大行院は三乗院を呼び出して問い合わせた。三乗院からは、妻は吉田家より許状を受け、「ささばたき」を行っていると言っていると述べるだけで、話し合いは進展しない。本庄・菅根は、本山派役所である氷川大乗院へ出かけるが、そこでは本山派には元来、神子は存在しないこと、氷川大乗院は触頭の大行院とは直接に支配関係になく、よく知らないと言う。神事舞太夫側は、鳳閣寺が謝罪の意思をあらわした当山派を赦免したが、本山派の三乗院を告訴することに決断した。その折に三乗院に住む亀戸町の町役人が出てきて、自分たちが仲裁に入るので、出訴を待つてほしいと来る。しかし三乗院は、妻が許状を受けた吉田家に問い合わせて、吉田家として支障はないという回答を得たために、強気になって、出訴するならば受けて立つと言出し

て、町役人の仲裁は破談となる。五月十八日に神事舞太夫は出訴して、六月六日に寺社奉行で吟味があつて、神事舞太夫に有利にことは運んだ。六月十日には三乗院が、田村家宛てに詫状を提出して、内済になった。その後には双方の名前で済口証文が出されて、一連の事件は一件落着する。寺社奉行は、本山派には神子はいないという氷川大乗院、触頭の大行院の言質を捉えて、修験道にない「ささばたき」を行うことは不埒であり、修験の妻が吉田家の許状を受けたことも、あつてはならないことだと判断をせしめた。これによって神事舞太夫は、梓神子の「ささばたき」の独占権を確実に掌握した。その後も梓神子をめぐる争論は、絶えなかつたようである。文政十一年に神事舞太夫頭は、新しい梓神子法例を寺社奉行へ提出し、寺社奉行からそれを仰せ付けてほしいと願っている。

「梓神子法例

一、諸国散在之梓神子如伝来之、初勤諸神勸請、次三家法梓致執行勿論神差帰上之法式、神託ささはたき並荒神鎮座之祓、則幣帛等習合神道ヲ以壇中之諸祈祷可相勤者也、若国々於紛敷梓神子於致徘徊ハ、此判形ニテ相改堅可停止事

右書付之趣嚴密ニ相守之候、若以新法他職と乱家法者於有之ハ、急度可為越度者也³⁾

正徳三年の法例と比較すると、「神託ささはたき」の語句が新たに挿入されていることがわかる。神事舞太夫側は、この語句を入れることによって、当時頻発していた梓神子にかかわる争論を勝ち抜こうとした。梓神子は、最初は死者の口寄せをおこなっていたが、正徳三年の「梓神子法例」のように諸神を勧請して、梓弓を鳴らして祓いや幣帛などを行うようになり、ついには「神託ささはたき」を活動の中心に据え、全面的に押し出すようになった。寺社奉行から仰せ付けられることで、「神託ささはたき」は梓神子の特権であることを認知してもらい、いっそうの組織の拡大をねらったことは想像にかたくない。

注

- (1) 『石山家文書』L11111256
 (2) 『石山家文書』L3131438
 (3) 『石山家文書』L3131438

付記

本史料(所沢市教育委員会所蔵、『石山家文書』L1121351)は、平成十九年大学院講義で輪読したものである。講義に参加した久米昭次郎、石黒智教、山端信祐の諸氏と共同で、史料の解説、翻刻にあたったことを銘記しておきたい。史料閲覧に関しては、所沢市教育委員会の方々にお世話いただき、今回の翻刻について教育委員会のご

許可を得ることができた。『石山家文書』の内容について、以前から橋本鶴人氏からご示教をいただいている。以上の方々に厚くお礼を申し上げるしだいである。

資料翻刻

凡例

- 一、翻刻にあたっては、旧・異・略・俗・特殊字などの文字は、原則として、常用漢字等の通行の書体を用いた。「茂」は「も」、「二而」は「にて」、「者」は「は」と呼ぶときは仮名に改めた。
 一、本文中に適宜読点および中黒を付した。

(表紙表題)

「文政四年巳四月

当本修験一件

嘉永元戊申年

極月十日にて都写 習合家

石山蔵人主

以手紙致啓上候、薄暑之砌弥御堅勝珍重奉存候、然ハ此間ハ遠方之処御出に預り御苦勞千萬と御座候、且其節御掛合有之候、当寺支配下添合神子其御支配下衆より梓神子ニ紛敷儀相勤候由ニ付、可及出

神事舞太夫と修験の争論（林）

訴二も旨御申聞被成候間、依之則武州鹿室村大鷲院・同村不動院右
 兩人呼出承糺候処、不動院儀ハ右様紛敷修行致候儀ハ無之其御役方
 菅根正太夫殿江も右之趣申述相分り候由ニ御座候、大鷲院儀ハ梓神
 子ニ紛敷儀も有之由ニ相聞候間、先年之一件も乍存不埒之始末ニ付
 急度叱置、以来右様之儀無之様申渡証文取置候、猶又其外之もの共
 江も廻文を以嚴敷申可達候間、其御支配下江も右之趣を以御利解御
 申被聞御互ニ公訴二も不相成様致度存候、此段宜得御意候様鳳閣寺
 被申付如此御座候、以上

四月晦日

三宝院御門主

御役所

鳳閣寺代役之内

峯本院

願性院

田村澤之助様

御役方

本庄内記様

菅根正太夫様

役方

鈴木六右衛門

右之通り五月朔日、当山派役寺鳳閣寺より以手紙挨拶ニ付、猶又役
 人鈴木豊後・菅根正太夫、同二日当山役寺鳳閣寺江罷越、役方鈴木
 六右衛門殿と掛合之上、已来当派修験道にて梓神子ニ紛敷職業決て
 為相助申間敷旨、鈴木六右衛門申之候ニ付、及熟談罷帰り候事

神事舞太夫頭

田村澤之助後見

訴訟人

友山求馬

同支配下役人

小窪造酒之進煩ニ付代兼

同

本庄内記

同

鈴木豊後

同在方役人

菅根正太夫

同友山民部煩ニ付代

堀江左京

職業混雑出入

幸手不動院触頭

元飯田町

市郎兵衛店

相手

大行院

右触下

本所亀戸町

孫兵衛店

同

三乘院

同

同人妻

同

ミち事

同

出羽

乍恐書付を以御訴訟奉申上候

右訴訟人友山求馬并役人共一同奉申上候、私一派之儀ハ乍恐於御奉行所御極メ被下置候職書七ヶ條相守支配下一統朝暮 天下泰平・五穀成就御祈禱相勤檀中之諸祈禱并三枚之像札相賦、妻ハ梓神子ニて法例書之趣相守神差帰上ヶ祈禱并荒神鎮座之祓等相勤メ支配下一統相統致来候処、寛政十二年六月中、当山修験より梓神子職業ニ差障り候二付、私支配下菅根正太夫と申もの 松平周防守様江奉出訴再応御吟味之上内済仕候ハ、当山派ニて以来梓神子ニ紛敷儀仕間敷旨ニて事済仕候処、近年当山派於在方ニ梓神子ニ紛敷職業相勤、其上大黒之像等相配り支配下之もの共差障り罷成難涉仕候由一同願出候二付、鈴木豊後・菅根正太夫出役為致相改候処、相違無御座候二付、右職業混雑致候当山修験江相掛合、猶村役人江申遣し候二付可奉出訴と奉存候へ共、右候てハ奉恐入候二付、当山役寺鳳閣寺江及掛合候処、則鳳閣寺ニおゐて吟味之上、修験道ニ無之梓神子ニ紛敷職致候段不埒二付、以来決て致間敷旨呵置候間、勘弁致呉候様挨拶ニ付熟談仕候、然ル処本山派ニハ神子無之由兼て承知仕罷在候二付、当相手三乘院さゝばたきと申看板近来差出、専梓神子神差帰上ヶ法式之勤方致候へハ、当山派と相心得此節及掛合候処本山派ニ御座候、且三乘院相答候ハ、妻之儀ハ吉田家より免許を請候間、相勤申候旨申之候得共、吉田家支配下之もの看板差出し、さゝばたき等相勤候もの無之処、修験妻江免許差出混雑致候儀ハ、甚々難心得

致方と乍恐奉存候、既ニ寛政年中、私方ニて旧例も御座候二付、吉田家神子相願神楽執行仕候処、混雑之趣大造ニ申立、松平右京亮様江奉出訴、双方共混雑致間敷旨ニて内済仕候二付、於私方ニてハ他職混雑決て仕不申候処、右体吉田家より免許申請候紛敷致職業候始末一円難得其意奉存候間、三乘院触頭大行院江右始末、鈴木豊後・菅根正太夫を以当五月二日及掛合、且ハ大行院役僧宝善院申候ハ、当派修験道ニハ神子と申もの無之間三乘院得と相糺候上、一両日之内可及沙汰ニ旨申之候二付、相待居候処一向沙汰無之ニ付、同七日右両人を以及掛合候処、宝善院申候ハ、三乘院呼出し段々相糺候処、吉田殿免許請候由、尤此方江無沙汰ニ請候儀ニは候得共、今更不相成旨申付候茂、吉田殿江対し気毒ニ候間、被及出訴二候とも勝手次第ニ可致旨大行院申之候由、宝善院申聞殊ニ修験妻ニては、平名ニて人別差出し、吉田家ニては出羽と相名乗り候由、左候得ハ三乘院・大行院同腹ニて致候義と奉存候得共、猶又大乘院儀ハ本山惣役所之由承知仕候間、同十日大乘院江本庄内記・菅根正太夫を以大行院挨拶之趣及掛合二候処、役僧本覚院申候ハ、当派ニ神子と申もの決て無之候得共、大行院儀ハ直触之者ニ御座候間此方ニて何共難及挨拶ニ旨申之候二付、可奉出訴と奉存候処、同十四日三乘院同町ニ罷在候家持甚助・清吉・金藏・勘右衛門と申ものを以出訴之義相待呉候様申来り候二付相待居候処、右之もの共大行院方江罷越掛合

之上大行院より以手紙を申越候ハ、扱人立入看板等も為引取可申間
 和談致呉候様掛合ニ付、私方にて扱人江相答候ハ、左候ハ、三乘院
 書付差入候様申間候処、私共より如何様之一札にて差出可申間、
 三乘院書付差出候儀ハ何分勘弁致呉候様申ニ付、則扱人より差出候
 一札之下書を以触頭大行院江及掛合ニ候ハ、右文面ニ付御故障も無
 御座候ハ、熟談可致旨両度書状を以掛合候処、同十七日五ツ時大行
 院より書面を以申越候ハ、昨日扱人を以及挨拶ニ候通りニ御座候
 間、右様承知可致旨申越候間熟談仕候処、翌十八日朝右約定違変い
 たし看板差出候ニ付、扱人より三乘院江申間候ハ、被致屈服達て御
 頼之義故私共一札差入候て相済候処、今更ニ相成如何之筋にて看板
 差出候哉之段及掛合ニ候処、三乘院相答候ハ、吉田殿免許請居候義
 故引入候儀不相成候間破談致呉候様申之候ニ付、当惑至極仕候間一
 札相返し申候様扱人共申之候、左候得ハ右体大行院・三乘院・吉田
 家と馴合何之社之神子と名附ケ神楽湯立等は不相勤、修験宅にて
 さ、ばたき之看板差出梓神子ニ紛敷職業仕候てハ、私一派難相立支
 配下一統難儀至極仕候間無是非 御訴訟奉申上候間何卒 御慈悲を
 以相手之もの被為 召出逸々御礼明之上、以来梓神子ニ紛敷勤方不
 仕候様被 仰付被下置候様偏ニ奉願候、猶御尋之砌乍恐口上を以可
 奉申上候、以上

神事舞太夫頭
 田村澤之助後見
 友山求馬 印
 文政四年巳五月十八日 訴訟人

同支配下役人

同小窪造酒之進煩ニ付代役兼

同本庄内記 印

同鈴木豊後 印

同在方役人 菅根正太夫 印

同同友山民部煩ニ付代 堀江左京 印

同

寺社
 御奉行所

御判) 如斯訴出候間、来月二日迄取扱可相済、若不埒明候ハ、
 致返答書、翌三日八ツ時、双方一同可罷出者也
 巳五月廿六日伯耆

神事舞太夫頭

田村澤之助後見

訴訟 友山求馬

同支配下役人

同本庄内記

同鈴木豊後

同在方役人

菅根正太夫

同友山民部煩ニ付代

堀江右京

幸手不動院触頭

元飯田町

市分兵衛店

相手 大行院

右触下

本所亀戸町

孫兵衛店

三乘院

同人妻ミち事

出羽

右町

五人組

屋主

名主

右一件、松平伯耆守様御成りにて、六月六日 御前様御吟味御座候て相手方一同奉恐入候ニ付、御下ヶ被下候処、相手方不致屈服候ニ付、御役人田副利右衛門殿御利解被御申聞候得共、屈服不仕候ニ付、猶又評席江被召出、御調役平澤九郎兵衛殿御吟味にて相手方一同奉恐入候ニ付、御利解被御申聞候ハ訴訟方江掛合可申旨被 仰付御下ヶニ相成候間、相手方より我等一同心得違ニ付御日延致呉候様

申ニ付、則御日延御願一同連印にて十日迄奉願、則御聞濟之上双方引取申候事

一札之事

一、拙僧儀妻ミちへ、本山修験道ニ無之さ、ばたき看板差出、御一派梓神子ニ紛敷職業勤方為致候ニ付御掛合御座候処、吉田家より神子免許申請候故勤候ても不苦旨相答候ニ付、既ニ可被及御出訴ニも処、拙僧同町ニ罷在候家主甚助・清吉・金蔵・勘右衛門立入、触頭大行院江茂掛合之上取扱及熟談候処、猶拙僧より吉田家江問合セ候処、此方より差出候免許ニ候間看板差出候ても不苦旨申ニ付、扱人より差入候一札差戻し呉候様申聞候ニ付、右之趣扱人より御掛合申破談ニ相成候ニ付、大行院并ニ拙僧被相手取、先月十八日 御用番 松平伯耆守様被及御出訴ニ、当月六日一同被 召出奉請御吟味候処、本山修験道ニ神子無之処さ、ばたき等相勤候段ハ不埒之旨、殊ニ吉田家より修験ニ属し候妻江免許請候義ハ決して不相成旨、重キ御利解御座候ニ付、是迄心得違致居候義相辨候ニ付、右扱人を以熟談之儀申入候処、早速御承知被下忝存候、然上は拙僧方にてさ、ばたき看板差出候ハ勿論右職業決て仕間敷候、為後証扱人一同連印一札差入申所、依て如件、

文政四年巳六月十日

幸手不動院触頭
元飯田町
大行院触下
本所亀戸町
三条院煩ニ付代
龍王院 印

右同町

家主

扱人

甚助 印

同

清吉 印

同

金蔵 印

”

勘右衛門 印

神事舞大夫頭

田村澤之助殿後見

友山求馬殿

右ハ、詫書六月十日ニ差置申候、以上

差上申済口証文之事

神事舞大夫頭田村澤之助後見友山求馬并ニ役人共より幸手不動院
触頭元飯田町大行院・同人触下本所亀戸町孫兵衛店三乘院・同人
妻ミち事出羽相手取、職業混雜出入申立御訴訟奉申上、当六月三
日御差日之 御尊判頂戴相附候処、相手方よりも夫々致返答書当

時御吟味中ニ御座候処、御日延奉願双方掛合之上、熟談内済仕候
趣意左ニ奉申上候

一、大行院儀ハ、触下三乘院妻神託さ、ぼたぎ之看板差出、梓神子
と紛敷勤方致候由掛合有之候ニ付、不相成旨申付候得共、数年
勤来候趣相敷き候として等閑ニ致置候ハ心得違之旨申之、以来拙
僧触下ニて梓神子ニ紛敷儀決て為仕間敷候、致約定面々家職
相守可申答

一、三乘院并ニ妻ミち事出羽義、一派修験道ニ無之職業相勤殊ニ吉
田家より神子免許申請候ハ重々心得違ニ付、扱人を以及熟談ニ
候ハ、以来梓神子紛敷儀致間敷旨之一札訴訟方江差入候上ハ、
訴訟方ニても是迄修験道ニ紛敷勤方不致候得共、猶又修験道ニ
紛敷儀致間敷旨支配下之もの江可申渡答ニて双方無申分熟談内
済仕候、偏ニ 御威光と難有仕合ニ奉存候、然上ハ右一件ニ付
重て双方共御願ケ間敷義決て申上間敷候、依之連印済口証文差
上申処、如件

神事舞大夫頭

田村澤之助後見

友山求馬 印

文政四年巳六月

訴訟人

同支配下役人

小窪造酒之進煩ニ付代兼

” 本庄内記 印

寺社
御奉行所

” 鈴木豊後 印

” 同在方役人 菅根正太夫 印

” 同友山民部頼二付代 堀江左京 印

幸手不動院触頭

元飯田町

相手 大行院 印

右触下

本所亀戸町

孫兵衛店

三乘院頼二付代

龍王院 印

右三乘院妻

ミチ事

出羽

右爪 印